

岩手県告示第418号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、公共測量の実施（令和6年岩手県告示第55号）で公示した公共測量を終了した旨雫石町長から次のとおり通知があった。

令和6年8月2日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 実施した地域 雫石町地内
- 2 実施した期間 令和5年4月28日から令和6年3月15日まで
- 3 実施した公共測量の種類 航空レーザ測量